- 〇案内用図記号・禁止図記号のベビーカーマーク案に係る考え方の整理 考え方の前提
 - ① 案内(肯定形)と禁止(否定形)で統一したデザインとする。
 - ② 文字併記が必要な場合は図記号の中に入れるのではなく、必要に応じ図記号の外部に付記する。

			必要に応じ図記号の外部に刊記する。
図材	案内図記号	禁止図記号	メリット・デメリット
案1 ベビーカーと女性			◆メリット ・既に JIS に登録されている「ベビーカー使用禁止」との整合性がある。 ・公共交通機関で既に使用されている事例が多い。(JR東日本、福岡市、広島電鉄等) ・客観的に見てベビーカーを使用する保護者は女性が多いため、理解しやすい。 ◆デメリット ・ベビーカーの使用者は、女性が前提という先入観を与える。
案 2 ベビーカーと中性			 ・歩くイメージがあり、ベビーカーのスペースという意味では適当ではない。 ◆メリット ・保護者の性別を限定しない。 ・公共交通機関で既に使用されている事例がある。(都営バス) ◆デメリット ・既に JIS に登録されている「ベビーカー使用禁止」との整合性がない。 ・既に「1.」を使用している事業者が多い。 ・歩くイメージがあり、ベビーカースペースという意味では適当ではない。
案 3 ベビーカーと中性 立位			◆メリット ・保護者の性別を限定しない。 ・歩くイメージがなくベビーカースペースを示す図記号としてふさわしい。 ◆デメリット ・既に JIS に登録されている「ベビーカー使用禁止」との整合性がない。 ・既に「1.」を使用している事業者が多い。
案4ベビーカーと幼児			◆メリット ・保護者の性別等を限定しない ・公共交通機関で既に使用されている事例がある。(東京メトロ) ◆デメリット ・ベビーカーに幼児を乗せたまま単独で置かれることはないので、実情と合ず、「幼児から目を離さない」という考えに反する感がある。 ・既に「1.」「2.」を使用している多数の事例と大きく異なるイメージとなる。 ・人(保護者)とセットの方がベビーカーとしての理解を得られやすい。



※この表に示すマークは、考え方を示す仮の図形案であり、デザインの詳細は引き続き検討する。